

内閣参質一〇七第九号

昭和六十一年十一月二十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 藤田正明殿

参議院議員志苦裕君提出昭和六一年版防衛白書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員志苦裕君提出昭和六一年版防衛白書に関する質問に対する答弁書

一について

(1) 御指摘のいわゆる防衛白書の扱いについては、閣議に配布し、説明の上、了承されたものである。

(2) 法律の規定により内閣から国会に提出することが義務付けられている白書類については、閣議決定により国会に提出している。その白書類は、別表一のとおりである。

これらの白書類以外の白書類については、閣議に配布し、説明の上、了承を得ることとしている。その白書類は、別表二のとおりである。

二について

脅威は、侵略し得る「能力」と侵略しようとする「意図」が結びついて顕在化するものである

が、意図といふものは変化するものであり、我が国の防衛を考える場合には、我が国周辺における軍事能力について配慮する必要があると考えている。

「潜在的脅威」という表現は、右のような考え方の下に、侵略し得る軍事能力に着目し、その時々の国際情勢等をも含め、総合的に判断して使用してきているものである。

なお、以上の点については、従来から明らかにしているところである。

### 三及び十二について

御指摘の部分は、一般的に使用されている趣旨で記述したものであり、特に厳密な定義をし、又は特定の対象に限定して用いているわけではない。

### 四について

1 軍用機の飛行回数については、往復飛行であるか否かを問わず一度の継続した飛行と判断される場合には、これを一回と数え、艦艇の通航隻数については、各海峡を一方向へ通り抜

けた艦艇の隻数を数えたものである。

## 2 軍用艦艇のみの数字であり、商船を含んでいない。

### 五について

最近ソ連軍艦艇のダナンへの寄港が著しく減少したとみられるため削除したものである。

### 六について

Security Council of Japan と訳している。

### 七について

御指摘の昭和五十一年当時の考え方は、現在も変わっていない。

### 八について

御指摘の記述は、従来の政府の見解（昭和五十五年十月二十八日内閣衆質九三第六号答弁書及び昭和六十年九月二十七日内閣衆質一〇二第四七号答弁書参照）に従つたものであり、それ

以上の意味はない。

### 九について

今回の防衛白書で御指摘のような構成をとつたのは、「日米防衛協力のための指針」(以下「指針」という。)が日米間の防衛協力の在り方を示すものであることから、「日米安全保障条約」に続けて記述することにより理解が容易になると考えたためである。

### 十について

「指針」については、昭和五十三年十一月二十八日の閣議において、外務大臣及び防衛庁長官から報告され、了承されたものであることは、従来から明らかにしているとおりである。

### 十一について

御指摘の記述については、両防衛白書とも同様の趣旨を述べたものである。

### 十三について

御指摘の記述は、予備自衛官の員数の確保のほか、その待遇の改善や装備品の整備等が必要であることを念頭に置いたものである。

#### 十四について

我が国の予備自衛官制度は、主要各国に比して、その規模そのもののほか、現役との比率においても著しい隔たりがあるものと考えている。

#### 十五について

昭和五十五年以降において「地下化」に着手した施設は、指揮中枢施設及び通信中枢施設である。

#### 十六及び十七について

中央指揮所と主要部隊等との間のそれぞれの具体的通信手段等について、防衛白書に記述されていること以上に答弁することは、事柄の性質上差し控えたい。

なお、関係省庁とは、外務省、警察庁等である。

#### 十八について

安全保障会議設置法(昭和六十一年法律第七十一号)にいう「重大緊急事態」が「その他全庁的な対処を必要とする緊急事態」に当たる場合もあり得ると考えている。

#### 十九について

秋田県である。

#### 二十について

有事法制の研究の「所管省庁が明確でない事項」については、政府全体の問題として取り扱わ  
れるべきものであり、防衛庁において行つて いる内部的検討の対象となつて いる事項について  
答弁することは適當でないと考える。

#### 二十一について

(1) 昭和六十年の自衛官俸給表の改定に関連して昭和六十一年度に階級変更を実施した官職は、次のとおりである。

ア 将職から将補職への変更

陸上幕僚監部教育訓練部長、東北方面総監部幕僚長、東部方面総監部幕僚長、航空学校長、施設學校長、通信學校長、業務學校長、関西地区補給処長、自衛艦隊司令部幕僚長、開発指導隊群司令、海上自衛隊第三術科學校長、航空幕僚監部監察官、航空總隊司令部幕僚長、輸送航空團司令及び第二補給処長

イ 将補職から一佐職への変更

陸上幕僚監部人事部厚生課長、第一教育團長、第二教育團長、第三教育團長、中央資料隊長、会計監査隊長、海上幕僚監部技術部艦船課長、裝備実験隊司令、中央通信隊群司令、航空幕僚監部防衛部施設課長、第十一飛行教育團司令、航空自衛隊幹部候補生學校副

校長、自衛隊中央病院第一精神科部長、自衛隊中央病院整形外科部長及び調達実施本部名  
古屋支部岐阜調達管理事務所長

(2) 昭和六十二年度以降に階級変更を実施する官職については、具体的に申し述べる段階にな  
い。

### 二十二について

米側から発言のあつた米空母艦載機の着陸訓練場の確保、池子における米軍家族住宅建設及  
び在日米軍駐留経費の負担を念頭に置いたものである。

### 二十三について

「在日米軍駐留経費の負担」は、在日米軍駐留経費の負担についての我が国に対する一般的な  
米側の期待について述べたものである。

### 二十四について

御指摘の「在日米軍駐留支援経費」は、防衛白書二百十九ページに記述されている経費を指すものであり、その昭和六十一年度歳出予算額は、（組織）防衛施設庁（項）施設運営等関連諸費及び（項）調達労務管理費のうちそれぞれ約六百二十七億円及び約百九十一億円である。

## 二十五について

御指摘の文書は、「機密」に区分されている。

## 二十六について

御指摘の研究は、「指針」に基づき実施しているものである。

## 二十七について

インターラビリティ（相互運用性）について確立された定義があるわけではないが、一般には、戦術、装備、後方支援等に関し、共通性、両用性を確保することをいうものと理解している。

## 二十八について

御指摘の部分は、日米共同訓練を通じて平素から自衛隊と米軍との戦術面等における相互理解と意思疎通を促進することが、インター・オペラビリティの向上につながるということを一般的な意味で記述したものである。

## 二十九について

1 米軍側の部隊については、嘉手納飛行場及び三沢飛行場である。

2 南西航空混成団については那覇基地、北部航空方面隊については千歳基地及び三沢基地である。

3 南西航空混成団については昭和五十八年九月二十八日、北部航空方面隊については昭和六十一年五月十六日である。

4 南西航空混成団については約七十回、北部航空方面隊については約十回である。

### 三十について

約七十回である。

### 三十一について

嘉手納飛行場に設置されている太平洋兵站センターについては、在日米軍機の修理、改修等の能力を有していることは承知しているが、政府としては、米軍の個々の部隊の任務についてその詳細を承知する立場はない。

### 三十二について

- 1 「ホスト・ネーション・サポート」とは、同盟国に駐留している外国の軍隊に対して受入国側が実施する駐留支援を指すために、一般的に使用されているものであると承知している。
- 2 御指摘の報告書の記述が具体的に何を指すのか承知していないが、現在、日米間では、「指針」に基づき共同作戦計画の研究その他の研究作業及び「日本以外の極東における事態で、

日本の安全に重大な影響を与える場合の米軍に対する便宜供与の在り方についての研究」を実施しているところである。

3 「指針」にいう関係取極とは、その時々に存在する日米間の取極を意味する。

### 三十三について

防衛庁から外国に留学している隊員は、別表三のとおりである。

### 三十四について

外国からの防衛庁の教育機関への留学生は、別表四のとおりである。

### 三十五について

昭和六十年度において実施した米国派遣訓練は、別表五のとおりである。

### 三十六について

昭和六十年度において陸上自衛隊が米軍との間に実施した隊付訓練及び隊付見学は、別表六

のとおりである。

### 三十七について

御指摘の記述は諸外国における国の防衛のための国民の協力態勢を一般的に紹介したものであり、御指摘のようなことは考えていない。

### 三十八について

昭和六十年一月一日から昭和六十一年十月三十一日までの間に提供し、又は返還された日米地位協定第二条第四項(b)の適用のある施設及び区域の名称等は、別表七のとおりである。

### 三十九について

御指摘の水域四十二箇所の名称等は、別表八のとおりである。

### 四十について

今回の防衛白書においては、日米安全保障条約の締結時(昭和二十六年)からちょうど三十五

年を経過したことにして、「三十五年」との表現を用いたものである。

#### 四十一について

昭和六十年度における自衛官等の採用者数のうち、高校新卒者の人数は、別表九のとおりである。

#### 四十二について

昭和六十年度中に受け入れた外国人の受託教育実績は、別表十のとおりである。

別表一

件名	通称名
公正取引委員会年次報告書	独占禁止白書
公害等調整委員会年次報告書	公害紛争処理白書
交通事故の状況及び交通安全施策の現況 次年度において実施すべき交通安全施策に関する計画	交通安全白書
公害の状況に関する年次報告 次年度において講じようとする公害の防止に関する施策	環境白書
国土の利用に関する年次報告	国土利用白書
防災に関してとつた措置の概況 次年度において実施すべき防災に関する計画	防災白書
農業の動向に関する年次報告 次年度において講じようとする農業施策	農業白書
漁業の動向に関する年次報告 次年度において沿岸漁業等について講じようとする施策	漁業白書
林業の動向に関する年次報告 次年度において講じようとする林業施策	林業白書
中小企業の動向に関する年次報告 次年度において講じようとする中小企業施策	中小企業白書
観光の状況に関する年次報告 次年度において講じようとする観光政策	観光白書
地方財政の状況	地方財政白書

別表二

件名	通称名
警察白書	—
犯罪白書	—
青少年問題の現状と対策	青少年白書
日本の防衛	防衛白書
年次経済報告	経済白書
年次世界経済報告	世界経済白書
国民生活白書	—
科学技術白書	—
原子力年報	原子力白書
原子力安全年報	原子力安全白書
わが外交の近況	外交青書
我が国の教育水準	教育白書
厚生行政年次報告書	厚生白書
通商白書	—
運輸経済年次報告	運輸白書
海上保安の現況	海上保安白書
通信に関する現状報告	通信白書
労働経済の分析	労働白書
国土建設の現況	建設白書
消防白書	—

別表三

(単位 人)

所属	区分	国名		連合王国		ドイツ連邦共和国		オーストリア共和国		合計	
		アメリカ合衆国	カナダ	一般の大学等	軍関係の機関	一般の大学等	軍関係の機関	一般の大学等	軍関係の機関	一般の大学等	軍関係の機関
内部部局		1								1	1
陸上自衛隊	11	4			2			1		13	5 18
海上自衛隊	4	1	1							5	1 6
航空自衛隊	13	2								13	2 15
防衛大学校		4		1						5	5
防衛医科大学校		6						1		7	7
技術研究本部		6							1	7	7
合計		28	24	1	1	2	0	0	2	0	31 28 59

(注) 派遣先は多様であるため、「軍関係の機関」及び「一般の大学等」の二区分にまとめた。

別表四

(単位：人)

機関名	国名	タイ	マレーシア	シンガポール共和国	パキستان回教共和国	アメリカ合衆国	合計
陸上自衛隊幹部学校	王国	1	1	1		1	3
海上自衛隊幹部学校					1	1	
海上自衛隊幹部候補生学校		1				1	1
小計		1				1	2
防衛大学校		15		7			22
防衛研究所					4	4	
合計		17	1	7	1	5	31

別表五

参加部隊名及び規模	期間	訓練機関名及び	訓練練習内容
十八個高射中隊約六百名からなる年次射撃部隊	昭和六十年八月十二日から十二月十四日までの間	ニューオーメキシコ州マック グレゴア射場	ホーク射撃訓練
護衛艦三隻約八百名からなる護衛艦部隊	昭和六十年四月二十五日から七月十三日までの間	ハワイ州誘導武器評価施設等及び中部太平洋	陸上施設を利用する訓練、誘導武器評価施設を利用する訓練及び洋上訓練
航空機八機約百四十名からなる航空部隊	昭和六十年五月十三日から六月二十日までの間	ハワイ州誘導武器評価施設等及び中部太平洋	陸上施設を利用する訓練、誘導武器評価施設を利用する訓練、誘導武器評価施設を利用する訓練及び洋上訓練
潜水艦「おきしお」約九十名	昭和六十年九月九日から二月三日までの間	ハワイ州誘導武器評価施設等及び中部太平洋	陸上施設を利用する訓練、誘導武器評価施設を利用する訓練、誘導武器評価施設を利用する訓練及び洋上訓練
敷設艦「むろと」約百二十名	昭和六十年六月一日から七月十五日までの間	ム島周辺海域	敷設訓練
十九個高射隊約八百名からなる年次射撃部隊	昭和六十年九月十六日から十一月二十三日までの間	グアム海軍基地及びグアム島周辺海域	敷設訓練
		ナイキ射撃訓練	

(注) この他、新装備の導入に伴う初度教育のため米国へ二十五名派遣している。

派遣人数 (人)	所 属 部 隊 等
10	北部方面隊、東部方面隊、中部方面隊、西部方面隊等
8	北部方面隊、中部方面隊等
8	東部方面隊、中部方面隊等
10	東北方面隊
10	東北方面隊、中部方面隊、西部方面隊等
7	東部方面隊、西部方面隊、第1ヘリコプター団等
8	陸上幕僚監部、北部方面隊、東部方面隊、中部方面隊、西部方面隊等
20	北部方面隊、東部方面隊、中部方面隊及び西部方面隊
8	陸上幕僚監部、東北方面隊、東部方面隊、中部方面隊、西部方面隊等
7	北部方面隊、西部方面隊等
8	陸上幕僚監部、北部方面隊、東北方面隊、中部方面隊、西部方面隊等
8	陸上幕僚監部、北部方面隊、東北方面隊、中部方面隊、西部方面隊等
10	北部方面隊及び東部方面隊
9	陸上幕僚監部、北部方面隊、東部方面隊、中部方面隊、西部方面隊等
20	北部方面隊、東北方面隊、中部方面隊、西部方面隊等

別表六

## 1 隊付訓練

派遣期間	派遣先部隊名(実施場所)
昭. 60. 8.19～昭. 60. 8.23	第3海兵師団(東富士演習場)
昭. 60. 9. 3～昭. 60. 9. 6	第1海兵航空団(沖縄県)
昭. 60. 9. 9～昭. 60. 9. 12	第3戦務支援群(沖縄県)
昭. 60. 9. 16～昭. 60. 9. 20	第3海兵師団(東富士演習場)
昭. 60. 10. 1～昭. 60. 10. 4	第3海兵師団(東富士演習場)
昭. 60. 10. 21～昭. 60. 10. 25	第1海兵航空団(沖縄県)
昭. 60. 11. 4～昭. 60. 11. 17	第1海兵両用戦部隊(アメリカ合衆国カリフォルニア州)
昭. 60. 11. 17～昭. 60. 11. 22	第3海兵師団(沖縄県)
昭. 60. 12. 1～昭. 60. 12. 14	第172歩兵旅団(アメリカ合衆国アラスカ州)
昭. 60. 12. 9～昭. 60. 12. 12	第3戦務支援群(沖縄県)
昭. 61. 2. 6～昭. 61. 2. 19	第1海兵両用戦部隊(アメリカ合衆国カリフォルニア州)
昭. 61. 2. 13～昭. 61. 2. 26	第25歩兵師団(アメリカ合衆国ハワイ州)
昭. 61. 2. 17～昭. 61. 2. 21	第3海兵師団(沖縄県)
昭. 61. 3. 11～昭. 61. 3. 24	第82空挺師団(アメリカ合衆国ノースカロライナ州)
昭. 61. 3. 16～昭. 61. 3. 21	第3海兵師団(沖縄県)

受入人数 (人)	所 属 部 隊 (場 所)
5	第172歩兵旅団(アメリカ合衆国アラスカ州)
5	訓練教義コマンド(アメリカ合衆国バージニア州)
4	在日米陸軍司令部(神奈川県)
10	第3海兵師団(沖縄県)
3	在日米陸軍司令部(神奈川県)
13	第4機械化師団(アメリカ合衆国コロラド州)
5	第3海兵師団(沖縄県)
5	第172歩兵旅団(アメリカ合衆国アラスカ州)
5	第25歩兵師団(アメリカ合衆国ハワイ州)
3	在日米陸軍司令部(神奈川県)
10	第3海兵師団(沖縄県)
5	第4機械化師団(アメリカ合衆国コロラド州)
13	第25歩兵師団(アメリカ合衆国ハワイ州)
4	第3戦務支援群(沖縄県)
5	第3海兵師団(沖縄県)
3	訓練教義コマンド(アメリカ合衆国バージニア州)
5	第1海兵航空団(沖縄県)
10	第3海兵師団(沖縄県)
10	第3海兵師団(沖縄県)
5	第3海兵師団(沖縄県)
10	第3海兵師団(沖縄県)
5	訓練教義コマンド(アメリカ合衆国バージニア州)
5	第82空挺師団(アメリカ合衆国ノースカロライナ州)
5	第3戦務支援群(沖縄県)
5	訓練教義コマンド(アメリカ合衆国バージニア州)

## 2 隊付見学

受入期間	受入部隊等
昭. 60. 7.15～昭. 60. 7.22	富士学校
昭. 60. 7.23～昭. 60. 7.26	富士学校
昭. 60. 8. 6	第1空挺団
昭. 60. 9. 8～昭. 60. 9.14	第6師団
昭. 60. 9.20	第1空挺団
昭. 60. 9.24～昭. 60.10. 2	第1師団
昭. 60. 9.30～昭. 60.10. 5	第11師団
昭. 60.10. 4～昭. 60.10.12	第13師団
昭. 60.10. 4～昭. 60.10.13	第4師団
昭. 60.11. 5	第1空挺団
昭. 60.11. 5～昭. 60.11.11	第5師団
昭. 60.11. 8～昭. 60.11.15	第8師団
昭. 60.11. 16～昭. 60.11.23	第2師団
昭. 60.11. 18～昭. 60.11.23	第8師団
昭. 60.12. 9～昭. 60.12.14	第12師団
昭. 60.12. 11～昭. 60.12.14	幹部学校
昭. 60.12. 16～昭. 60.12.20	中部方面航空隊
昭. 60.12. 16～昭. 60.12.21	第9師団
昭. 61. 2. 2～昭. 61. 2. 8	第4師団
昭. 61. 2. 6～昭. 61. 2.13	第10師団
昭. 61. 2. 10～昭. 61. 2. 15	第3師団
昭. 61. 2. 11～昭. 61. 2. 14	第1空挺団
昭. 61. 2. 12～昭. 61. 2. 17	施設学校及び富士学校
昭. 61. 2. 17～昭. 61. 2. 22	第7師団
昭. 61. 2. 25～昭. 61. 2. 28	高射学校

別表七

二六

(施設・区域名) (内は自衛隊施設名)	所在 地	提供又は返還年月日	昭和六十年度使用実績	官報告示年月日
周防灘訓練区	大分県宇佐市沖	昭和六十一年二月八日提供	昭和六十一年二月四〇号	昭和六十一年二月一七四〇号
別海矢臼別大演習場	北海道野付郡別海町	昭和六十一年三月三十一日返還	昭和六十一年七月二十五日第一七五二八号	昭和六十一年七月二十五日第一七五二八号
富士演習場	山梨県富士吉田市、静岡県駿東郡小山町	昭和六十一年三月三十一日返還	昭和六十一年七月二十五日第一七五二八号	昭和六十一年七月二十五日第一七五二八号
むつ湾訓練区	青森県むつ市沖	昭和六十一年七月十二日提供	昭和六十一年七月二十五日第一七五二八号	昭和六十一年七月二十五日第一七五二八号
硫黄島通信所	東京都小笠原村、硫黄島	昭和六十一年十一月八日提供	昭和六十一年七月二十五日第一七五二八号	昭和六十一年七月二十五日第一七五二八号
森小谷演習場	青森県青森市	昭和六十一年十一月二十九日提供	昭和六十一年七月二十五日第一七五二八号	昭和六十一年七月二十五日第一七五二八号
森屯地演習場	青森県青森市	昭和六十一年十一月二十九日提供	昭和六十一年七月二十五日第一七五二八号	昭和六十一年七月二十五日第一七五二八号
森谷演習場	青森県青森市	昭和六十一年十一月二十九日提供	昭和六十一年七月二十五日第一七五二八号	昭和六十一年七月二十五日第一七五二八号



注

一 水域については、位置表示で提供しているため、面積は算出

二 昭和六十年度中の使用実績は、限定された使用期間を示し

三 自衛隊施設全体の面積は、昭和六十一年三月三十一日現在。

二八

別表八

施設名	所在地	提供年月日
在地	所	年月日
三沢飛行場	青森県三沢市北方小川原沼	昭和三十二年七月二十六日
三沢対地訓練区域	青森県三沢市北方海岸	昭和二十七年七月二十六日
キロ区域	千葉県勝浦東方沖	昭和二十七年七月二十六日
硫黄島通信所	東京都小笠原村硫黄島海岸	昭和六十年十一月八日
横浜ノース・ドック	神奈川県横浜港	昭和二十七年七月二十六日
横須賀海軍施設	神奈川県横須賀港	昭和二十七年七月二十六日
小柴貯油施設	神奈川県横浜市金沢区海岸	昭和三十三年四月一日
沼津乗下船及び積込積下訓練区域	静岡県沼津市西方海岸	昭和二十七年十一月十三日
相模湾潜水艦行動区域	相模湾	昭和二十七年七月二十六日
秋月弾薬庫	長崎県江田島東海岸	昭和三十四年二月二十日
広弾薬庫	長崎県佐世保港	昭和三十六年十一月二十一日
岩国飛行場	広島県吳市広町海岸	昭和二十七年七月二十六日
九州空戦訓練区域	山口県岩国市南方海岸	昭和二十七年七月二十六日
佐世保海軍施設	山口県西方沖	昭和三十四年二月二十日
安波訓練場	沖縄県國頭郡國頭村東海岸	昭和二十七年七月二十六日
奥間レスト・センター	沖縄県國頭郡國頭村赤丸岬海岸	昭和二十七年七月二十六日
伊江島補助飛行場	沖縄県國頭郡伊江村海岸	昭和四十七年五月十五日
慶佐次通信所	沖縄県國頭郡東村海岸	昭和四十七年五月十五日
キャンプ・シニワブ	沖縄県名護市東海岸	昭和四十七年五月十五日
辺野古弾薬庫	沖縄県名護市東海岸	昭和四十七年五月十五日
キャンプ・ハンセン	沖縄県國頭郡宜野座村海岸	昭和四十七年五月十五日

施設名	所在地	提供年月日
所	在地	年月日
恩納通信所	沖縄県国頭郡恩納村海岸	昭和四十七年五月十五日
金武レッド・ビーチ訓練場	沖縄県国頭郡金武町海岸	昭和四十七年五月十五日
金武ブルー・ビーチ訓練場	沖縄県国頭郡金武町海岸	昭和四十七年五月十五日
天願桟橋	沖縄県具志川市海岸	昭和四十七年五月十五日
キャンプ・コートニー	沖縄県具志川市海岸	昭和四十七年五月十五日
トライ通信施設	沖縄県中頭郡読谷村海岸	昭和四十七年五月十五日
嘉手納飛行場	沖縄県中頭郡嘉手納町海岸	昭和四十七年五月十五日
泡瀬通信施設	沖縄県沖縄市海岸	昭和四十七年五月十五日
ホワイト・ビーチ地区	沖縄県中頭郡嘉手納町海岸	昭和四十七年五月十五日
牧港補給地区	沖縄県浦添市海岸	昭和四十七年五月十五日
那覇港湾施設	沖縄県那覇市那覇港	昭和四十七年五月十五日
陸軍貯油施設	沖縄県具志川市海岸	昭和四十七年五月十五日
鳥島射爆撃場	沖縄県島尻郡仲里村鳥島海岸	昭和四十七年五月十五日
出砂島射爆撃場	沖縄県島尻郡渡名喜村字入砂海岸	昭和四十七年五月十五日
久米島射爆撃場	沖縄県島尻郡仲里村海岸	昭和四十七年五月十五日
浮原島訓練場	沖縄県中頭郡勝連町浮原島海岸	昭和四十七年五月十五日
津堅島訓練場	沖縄県中頭郡勝連町津堅島海岸	昭和四十七年五月十五日
黄尾嶼射爆撃場	沖縄県石垣市黄尾嶼海岸	昭和四十七年五月十五日
赤尾嶼射爆撃場	沖縄県石垣市赤尾嶼海岸	昭和四十七年五月十五日
沖大東島射爆撃場	沖縄県島尻郡沖大東島海岸	昭和四十七年五月十五日
インディア・インディア訓練区域	沖縄県南大東島東南沖	昭和四十七年五月十五日

(注) 水域については、位置表示で提供しているため、面積は算出していない。

別表九

四

分

高校新卒者採用数(人)

高校新卒者採用数(人)

分

区

自衛隊生徒

海

陸

○

航空学生

空

海

○

看護学生

計

空

○

男子

空

海

○

二士

女子

空

海

○

女子

陸

計

○

二士

男子

空

海

○

二士			二士			二士			二士			二士			二士		
女子			男子			女子			男子			女子			男子		
空	海	陸	空	海	陸	空	海	陸	空	海	陸	空	海	陸	空	海	陸
空	海	陸	計	空	海	陸	計	空	海	陸	計	空	海	陸	空	海	陸
九五	七八	一八一	一〇、六一八	二、一二六	一、三六五	七、一二七	九九	八八	四四	四四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

防衛 医 科 大 学 校	防 衛 大 学 校			計
	計	人 社	理 工	
	一九	三〇五	二三一	二七一
				三五四

別表十

(単位 人)

機 関 名		國 名	タ イ 王 国	マ レ ー シ ア	シ ン ガ ポ ル 共 和 国	ア メ リ カ 合 衆 国	合 計
陸 上 自 衛 隊	幹 部 学 校		1	1			2
	幹部候補生学校						0
	富 士 学 校						0
	施 設 学 校						0
	小 計		1	1			2
海 上 自 衛 隊	幹 部 学 校						0
	幹部候補生学校		1				1
	第 1 術 科 学 校		1				1
	第 2 術 科 学 校		1				1
	小 計		3				3
航 空 自 衛 隊	幹 部 候 补 生 学 校		2				2
	防 衛 研 究 所					4	4
	防 衛 大 学 校		4		2		6
	自 衛 隊 体 育 学 校						0
	合 計		10	1	2	4	17